## 平塚市長 大 藏 律 子

建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第52条第1項第6号、第53条第1項第6号、第56条第1項第1号による別表第3(に)欄5の項及び第56条第1項第2号ニの規定に基づき、平塚都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物の容積率、建ペい率及び建築物の各部分の高さの制限に係る数値について、次のとおり区域を指定し、数値を定め、平成16年5月1日から施行する。なお、関係図書は、平塚市都市計画部建築指導課に備えて縦覧する。

区域	法第52条第1 項第6号の規定 に基づく数値	法第53条第1 項第6号の規定 に基づく数値	法第56条第1 項第1号による 別表第3(に) 欄5の項の規定 に基づくに基づ く数値	法第56条第1 項第2号ニの規 定に基づく数値
	(容積率)	(建ぺい率)	(道路高さの制限)	(隣地高さの制限)
平塚都市計画区域 のうち用途地域の 指定のない区域	10分の10	10分の5	1. 25	1. 25

## 備考

この告示の施行の際、現に法の規定に基づく建築確認の処分により、上記表に定める容積率又は建ペい率の数値を超えて建築された建築物の敷地として使用されている土地については、上記表に定める数値にかかわらず、容積率の数値を当該敷地に対する当該既存建築物の容積率の数値かつ10分の20を限度とし、建ペい率の数値を当該敷地に対する当該既存建築物の建ペい率の数値かつ10分の6を限度とする。